

第 141 回

各 務 原 市 都 市 計 画 審 議 会

令和元年 7 月 29 日

目 次 (頁)

議第 1 号

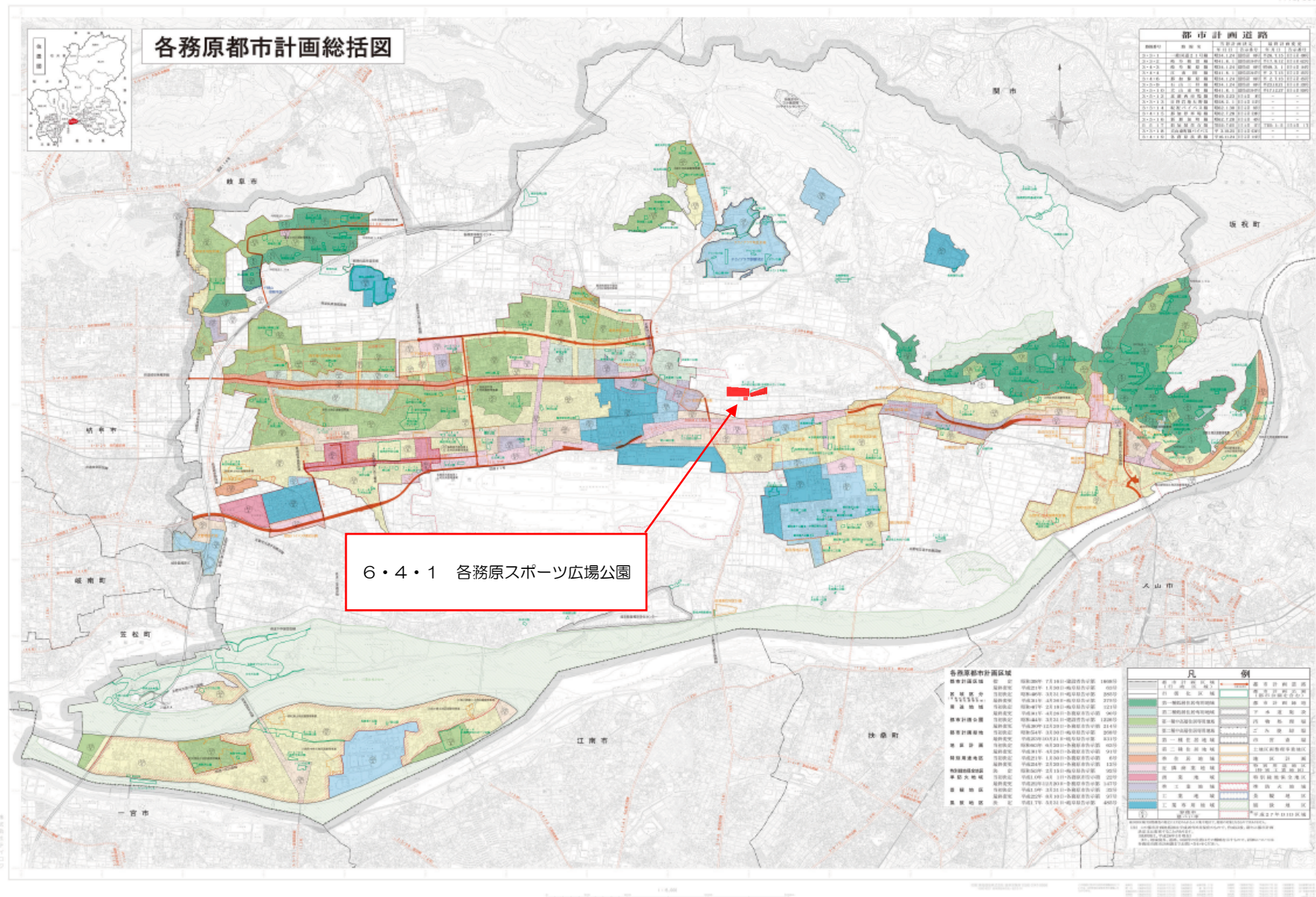
各務原都市計画公園の変更について（各務原市決定）

6・4・1 各務原スポーツ広場公園

1-1

【議第1号】各務原都市計画公園の変更について
各務原スポーツ広場公園 位置図

各 務 原 市 全 図



議第 1 号

各務原都市計画公園の変更について
(各務原市決定)

6 ・ 4 ・ 1 各務原スポーツ広場公園

令和元年 7 月 29 日提出
各務原市都市計画審議会
会長 小島 秀俊

31 各都計第 43 号

各務原市都市計画審議会
会長 小島 秀俊 様

各務原都市計画公園を次のように変更したいので、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により諮問します。

令和元年 7 月 9 日
各務原市長 浅野 健司

各務原都市計画公園の変更(各務原市決定)

都市計画公園 3・3・2 号 山の前広場公園を 6・4・1 号 各務原スポーツ広場公園に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
運動公園	6・4・1	各務原スポーツ 広場公園	各務原市各務山の前町 1、2 丁目地内	4.5ha	テニスコート、弓道 場、駐車場、植栽等



[区域は計画図表示のとおり]

理由

本市「緑の基本計画」に位置付けられた公園の再整備・再編の推進にあたり、現状一体的に利用されている隣接の「各務原スポーツ広場」の区域もあわせ拡張し、現在近隣公園である当公園を運動公園へと、都市計画公園の変更を行う。

各務原都市計画公園 変更理由書

3・3・2 山の前広場公園

本市の都市公園は昭和44年に住吉公園を都市計画決定して以降、市街化の拡大や、人口の増大に対応し、市民の休息、遊戯、運動等のレクリエーションのスペースを確保するため、これまで、76公園を都市計画決定し、整備を進めてきたところである。

また本市は、都市づくりの理念に「環境と共生する都市」、「安全・安心な都市」を掲げ、「水と緑に包まれた都市づくり」、「自然環境の特色や魅力を体感できる場づくり」、「市民の健康を支える都市づくり」を目標とした都市づくりを進めているところであり、この目標の達成に向け、健康増進や福祉向上に資するまちづくりなどと並行し、都市公園の整備を進めることとしている。

また、本市の「緑の基本計画」では、地域のニーズを取り入れながら公園の再編、再整備、公園施設の長寿命化を図ることを整備計画に位置付けている。

このような中、山の前広場公園は平成19年に都市計画決定を行い、平成21年に供用を開始し、テニスコートや芝生広場を有する近隣公園として活用されているところであるが、現在は、西側に隣接する「各務原スポーツ広場」が運動広場やテニスコートを有し、普段から当該公園と一体的に主にスポーツ目的で利用されているほか、約1km離れたところにある市弓道場では、老朽化のため当該公園内への集約・再編が検討されている。

また、休日の公園利用者の駐車場不足が顕著であり、地域のニーズも踏まえ、駐車場の拡張整備も必要となっている。

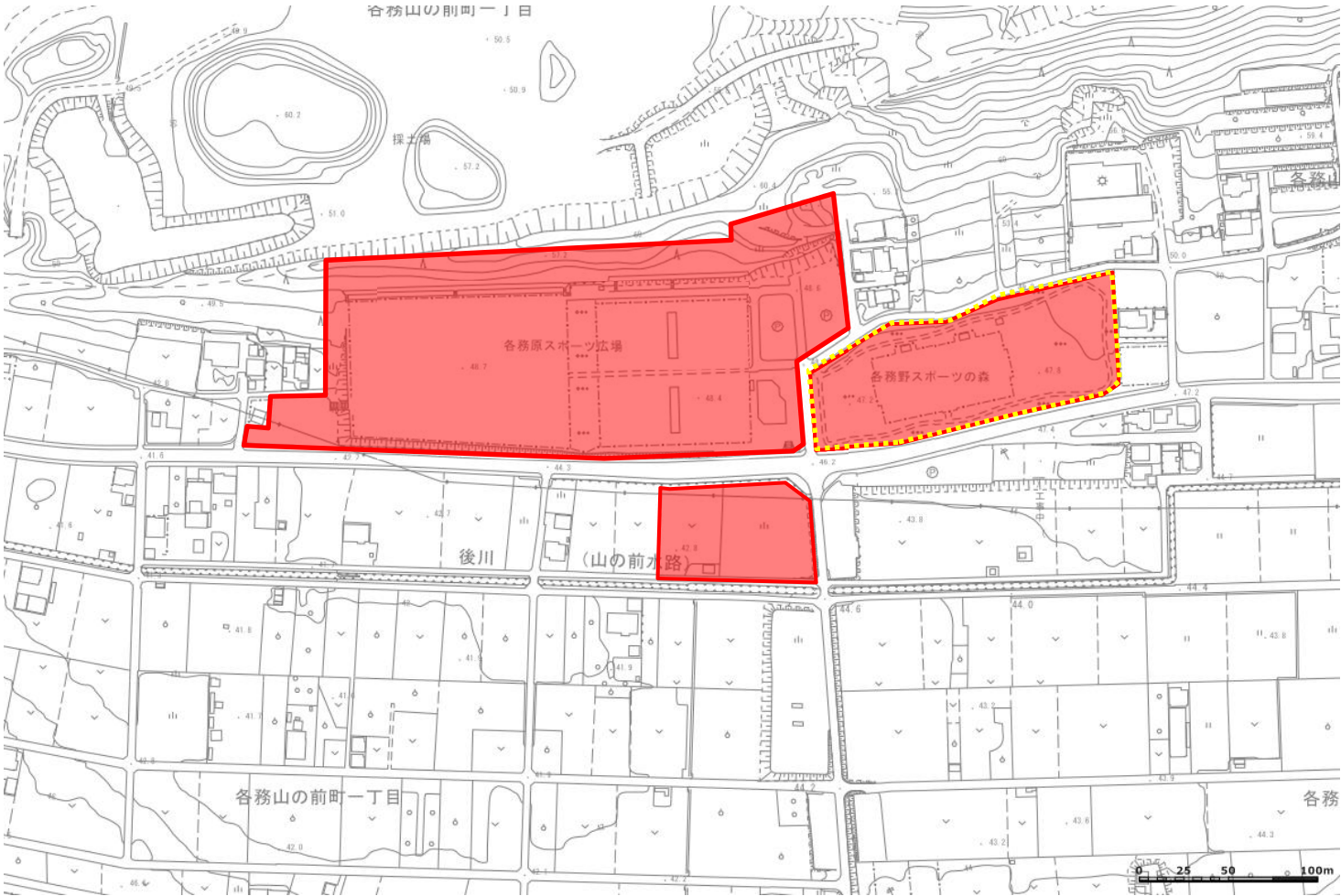
以上より、当該公園を運動公園として位置づけ、運動施設の集約・再編、適正な規模の駐車場の確保を行うため、現在都市計画決定されている3・3・2号 山の前広場公園を、運動公園として6・4・1各務原スポーツ広場公園へ、変更するものである。

都市計画の策定の経緯の概要

各務原都市計画公園の変更

事項	時期	備考
説明会	令和元年5月25日	意見なし
都市建築部長事前協議申請	令和元年6月6日	
都市建築部長事前協議承認	令和元年6月12日	
計画案の縦覧 (都市計画法)	令和元年6月17日から 令和元年7月1日まで	
市都市計画審議会審議	令和元年7月29日	
知事協議	令和元年8月上旬	
市決定告示	令和元年8月中旬	

計画図（6・4・1 各務原スポーツ広場公園）



■■■■ 変更前

■■■■ 変更後

各務原市都市計画審議会

事務局 〒504-8555 各務原市那加桜町1丁目69番地
各務原市 都市建設部 都市計画課

電話 058-383-1111

FAX 058-383-1406